

令和5年度第5回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年10月24日（火）午前9時57分～午前10時26分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員15名

公益 押野委員、コーエンズ委員、本間委員、丸山委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員
使用者側 岩田委員、太田委員、太沼委員、鈴木委員、丹委員

（事務局） 小林労働局長、富田労働基準部長、高橋賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）
- （2）その他

5 議事経過

○村山会長

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。ただ今から、本年度第5回の山形地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、事務局から本日の出席者の状況、その他審議前の報告事項がございましたらお願いします。

○事務局：高橋

本日は、委員皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文の受渡しの場면을許可しております。

○村山会長

それでは議事に入ります。山形県特定最低賃金の各専門部会が、昨日までに全ての部会において結審しております。専門部会委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。本日は、これより各部会の部会長から順次部会報告をいただき、各特定最低賃金の改正決定に係る本審議会としての意見についてお諮りすることとなっております。各部会報告書の写しがあらかじめお手元に配付されているかと思っておりますので、これをご覧いただきながら進めてまいります。最初に、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、丸山部会長から部会報告をお願いいたします。

○丸山部会長

部会報告、令和5年10月24日、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9月25日から10月23日まで4回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、公益委員見解を労

使が受け入れ、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正額、時間額 961 円、引上額 42 円、引上率 4.57%。効力発生日、令和 5 年 12 月 25 日予定。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上になります。

○村山会長

ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決したいと思います。この場でご意見はございますでしょうか。労使双方ともよろしいですね。それでは、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

続いて、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、押野部会長から部会報告をお願いいたします。

○押野部会長

部会報告、令和 5 年 10 月 24 日、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9 月 25 日から 10 月 19 日まで 4 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致には至らず、公益委員見解を示した上で採決したところ、賛成過半数により公益委員見解が部会の結論となりました。改正額、時間額 945 円、引上額 42 円、引上率 4.65%。効力発生日、令和 5 年 12 月 25 日予定。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

○村山会長

ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決したいと思いますが、この場でご意見はございますでしょうか。労使双方ともよろしいですね。それでは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。反対の委員の挙手を求めます。ただ今の採決の結果、会長を除く出席委員は 14 名のところ、部会報告に賛成の委員が公益委員 4 名、労働者側委員 5 名、計 9 名。部会報告に反対の委員が使用者側委員 5 名となります。したがって、ただ今の採決の結果、賛成過半数により、部会報告を当審議会の結論とし、山形労働局長に答申することといたします。

続いて、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、部会長である私のほうから報告させていただきます。

部会報告、令和 5 年 10 月 24 日、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9 月 25 日から 10 月 16 日まで 4 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致には至らず、公益委員見解を示した上で採決したところ、賛成過半数により公益委員見解が部会の結論となりました。改正額、時間額 961 円、引上額 42 円、引上率 4.57%。効力発生日、令和 5 年 12 月 25 日予定。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。

ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決したいと思いますが、この場でご意見はございますでしょうか。労使双方ともよろしいですね。それでは、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決

を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。反対の委員の挙手を求めます。ただ今の採決の結果、会長を除く出席委員 14 名中、部会報告に賛成の委員が公益委員 4 名、労働者側委員 5 名、計 9 名。部会報告に反対の委員が使用者側委員 5 名となりました。したがって、ただ今の採決の結果、賛成過半数により、部会報告を当審議会の結論とし、山形労働局長に答申することといたします。

最後に、自動車整備業最低賃金の改正決定について、本間部会長から部会報告をお願いいたします。

○本間部会長

部会報告、令和 5 年 10 月 24 日、山形県自動車整備業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9 月 25 日から 10 月 13 日まで 4 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正額、時間額 965 円、引上額 42 円、引上率 4.55%。効力発生日、令和 5 年 12 月 25 日予定。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

○村山会長

ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決したいと思いますが、この場でご意見はございますでしょうか。労使双方ともよろしいですね。それでは、自動車整備業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

これをもちまして、本審議会としての 4 業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る意見が決定いたしました。それでは、山形労働局長に答申することといたします。答申文案作成のため 5 分程度休憩といたします。

(休憩)

審議を再開します。答申文案が配付されましたので、確認するため事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：高橋

それでは、読み上げさせていただきます。令和 5 年 10 月 24 日、山形労働局長、小林学殿。山形地方最低賃金審議会、会長、村山永。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和 5 年 9 月 5 日付け山形労発基 0905 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。別紙、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金を次のとおり決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造

業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（3）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間961円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和5年12月25日。

二つ目でございます。標題以下を読み上げます。山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。別紙、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃、片付け又は賄いの業務。ロ、手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務。ハ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間945円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和5年12月25日。

三つ目でございます。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。別紙、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（3）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間961円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和5年12月25日。

四つ目でございます。山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。別紙、

山形県自動車整備業最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間965円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和5年12月25日。以上でございます。

○村山会長

ただ今読み上げていただいた内容でよろしいかどうか最終的に確認いたします。労働者側よろしいですか。（「異議なし」の声。）使用者側よろしいですか。（「異議なし」の声。）それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様には、答申文の受け渡しの場面の撮影を許可します。答申します。

○小林労働局長

ありがとうございます。

○村山会長

それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

ただ今、村山会長から4産業の特定最低賃金の改正決定について答申をいただきました。誠にありがとうございました。足元の経済情勢ですけれども、物価高が長引いておりまして中々賃上げが追いついてこないといった中、更に諸外国の情勢を見ますと、不安定なことが発生している中で、先行き不透明な状況が続いているかと思えます。そういった中で地域の実情や労使の実情などを踏まえていただきまして、慎重な議論を尽くしていただいたことに対しまして心から感謝を申し上げます。今後、本日の答申を尊重いたしまして、速やかに改正発効の諸手続を進めるとともに、既に10月14日から発効している地域別最低賃金と併せて、広く改正金額の周知、広報に努めてまいります。履行確認の徹底、業務改善助成金をはじめとする、中小企業・小規模事業主への支援策について、労働局といたしましても最大限取り組んでまいります所存です。委員の皆様のご尽力に改めて心から感謝を申し上げます。答申に対するお礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○村山会長

ありがとうございました。それでは、今後の事務手続について、事務局から説明してください。

○事務局：高橋

本日、この後すぐに答申の内容を公示いたしまして、11月8日水曜日まで異議申出を受け付けます。特定最低賃金についての異議申出は、これまでほとんど例がありませんが、もし、異議申出があった場合には、委員の皆様にご連絡を差し上げまして、審議会の

開催をお願いすることになりますが、発効日との関係上、11月9日木曜日又は11月10日金曜日での設定になろうかと思えます。その際はよろしく願いいたします。異議申出がなかった場合は11月22日付けの官報に掲載することとなります。異議申出があった場合は審議会をいつ開催するかによって変動しますが、11月22日又は11月24日付けの官報に掲載することになりまして、異議の有無いずれにしましても発効日については12月25日となる予定で進めてまいります。

○村山会長

ただ今の説明につきまして、ご不明な点、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですね。本年度の特定最低賃金の審議につきましては、十分な議論を踏まえ、金額審議をさせていただいたものと思っております。各委員のこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げます。事務局で何か他に準備しているものはありますか。

○事務局：高橋

次回の本審議会の開催ですけれども、異議申出があれば11月9日または10日に開催しなければなりません。異議申出がなければ、次回は来年3月の開催となります。開催日時につきましては、おって日程調整の上、ご連絡を差し上げたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

次回以降につきましては、ただ今説明どおりということでご理解ください。なお、次回の審議につきましては、異議申出があった場合の11月開催予定、なかった場合の3月開催予定、いずれにつきましても公開の予定といたします。以上をもちまして本審議会を終了となりますが、最後にこの場で委員の皆様から特段この場でのご発言はございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして本審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。